

# 流山市文化協会会則

## 第一章 総則

(名称)

第1条 本協会は流山市文化協会という。

(事務局)

第2条 本協会の事務局は会長宅に置く。

(目的)

第3条 本協会は市内各種文化団体の交流をはかり、総合的文化活動を通じ市民融和の実をあげ、本市の目指す明るい文化都市建設に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は前条の目的達成の為、次の事業を行う。

- 1・ 各種展示会の開催
- 2・ 各種芸能関係の発表会
- 3・ その他部門の催し会
- 4・ その他目的達成に必要な事業

## 第二章 組織並びに役員

(組織)

第5条 本協会は流山市に居住または職場を有する、文化活動者の団体を以って組織する。

(加入・脱退)

第6条 本協会に加入を希望する者は、申請書を会長に提出し、理事会の承認を要する。また脱退は、書面をもって会長に届出なければならない。

(部の設置)

第7条 本協会の事業遂行のため、次の部を設ける。

盆栽、書道、華道、手工芸、写真、コーラス、民謡、邦楽三曲、詩吟、舞踊  
洋舞、茶道、俳句、囲碁、将棋、歌謡、映像、伝統芸能、謡曲、煎茶道

(役員とその選出)

第8条

- 1・ 本協会に次の役員を置く。
  - (1) 会長1名、副会長2名、常任理事若干名、各部より1名の理事、監事2名。
  - (2) 会長、副会長は理事会に於いて会員中より選任する。
  - (3) 常任理事は理事会の承認を得て会長がこれを委嘱する。

(4) 理事は各部より1名を本協会に推薦する。

(5) 監事は総代会に於いて会員中より選出する。

- 2・ また本協会に名誉会長、顧問及び相談役を置くことが出来、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

(役員 の 職 責)

第9条 会長は本協会を代表し、会務を総括する。副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はこれを代理する。なお副会長の1名は事務局長を兼務する。常任理事は会計、事務若干名をもって構成し、本協会の会計及び事務をつかさどる。

(任 期)

- 第10条 1・ 役員 の 任期は2年とし、再任をさまたげない。  
2・ 名誉会長、顧問、相談役の任期は特に定めない。

### 第三章 会議

(総代会及び理事会、常任理事会)

- 第11条 1・ 本協会の会議は、総代会及び理事会、常任理事会とする。  
2・ 総代会は、役員及び各部より会員2名によって構成し、定期総代会は毎年1回5月に招集する。臨時総代会は、理事会の議決を経て会長が招集する。  
3・ 理事会は、正副会長、常任理事及び理事、監事をもって構成し、随時会長が招集する。  
4・ 常任理事会は、正副会長、常任理事をもって構成し、随時会長が招集する。

(決議及び協議)

- 第12条 1・ 総代会は会則の改廃、予算及び事業計画の承認、決算及び事業報告の認定、監事の選任を行う。  
2・ 理事会及び常任理事会は、総代会において承認された事項の執行を協議する。

(定数及び議決)

- 第13条 1・ 総代会は委任状を含み、役員及び各部2名によって構成される定員の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことが出来ない。  
2・ 議事は、委任状を含む出席者の過半数でこれを決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。  
3・ 理事会及び常任理事会の会議は、総代会に準じる。

(議 長)

- 第14条 1・ 総代会の議長は、総代の中から選出する。

- 2・ 理事会及び常任理事会の議長は、会長もしくは副会長、常任理事の中より互選する。

## 第四章 会計

(経費)

第15条 本協会の経費は、会費、補助金及び寄付金その他の収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第16条 会計年度は4月1日にはじまり、翌年3月31日に終わる。

### 付則

- 付則第1条 この会則は、昭和45年10月6日より施行する。
- 付則第2条 この会則は、昭和54年6月 1日、一部改正する。
- 付則第3条 この会則は、昭和59年5月12日、一部改正する。
- 付則第4条 この会則は、昭和61年5月14日、一部改正する。
- 付則第5条 この会則は、昭和62年5月 2日、一部改正する。
- 付則第6条 この会則は、平成 4年7月 6日、一部改正する。
- 付則第7条 この会則は、平成 8年5月15日、一部改正する。
- 付則第8条 この会則は、平成13年5月 8日、一部改正する。
- 付則第9条 この会則は、平成18年5月19日、一部改正する。  
(会則第8条と第9条の一部改正及び第17条の廃止)
- 付則第10条 この会則は、平成22年5月20日、一部改正する。  
(会則第7条の一部改正)
- 付則第11条 この会則は、平成25年5月16日、一部改正する。  
(全条の見直し)
- 付則第12条 この会則は、平成27年5月15日、一部改正する。  
(会則第7条に、伝統芸能、謡曲を追加する)
- 付則第13条 この会則は、平成28年5月20日、一部改正する。  
(会則第7条から、音楽を削除する)
- 付則第14条 この会則は、平成29年5月19日、一部改正する。  
(会則第7条に、煎茶道を追加する)
- 付則第15条 この会則は、令和元年5月23日、一部改正する。  
(会則第7条から、菊花、短歌を削除する。第11条3項に監事を追加する)